

長期優良住宅に対する固定資産税の減額について

『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』の施行日(平成21年6月4日)から令和6年3月31日までの間に、認定長期優良住宅を新築した場合は、申告によりその家屋に対する固定資産税が減額されます。

[減額の対象となる住宅の要件] (次の全ての要件を満たすこと)

- 『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』に規定する認定長期優良住宅であること
- 『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』の施行日(平成21年6月4日)から令和6年3月31日までの間に新築された住宅であること
- 専用住宅又は併用住宅(居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上のもの)であること
- 居住部分の床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡)以上280㎡以下であること

※分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については専有部分の床面積に持分で按分した共用部分の床面積を加えて判定します。

[減額される税額と範囲]

120㎡を限度として、居住部分の固定資産税の2分の1の額が減額されます。

[減額される期間]

- | | |
|--------------------|---------|
| ア. 一般の住宅(イ. 以外の住宅) | 新築後5年度分 |
| イ. 3階建以上の(準)耐火住宅 | 新築後7年度分 |

※長期優良住宅に対する減額措置は新築住宅に対する減額措置に代えて適用されます。

[減額を受けるために必要な提出書類]

- 認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書
- 長期優良住宅の認定を受けたことの確認ができる以下のいずれかの書類の写し
認定通知書・変更認定通知書(※1)・承認通知書(※2)
※1 申告書提出までの間に、当初の認定計画に変更が生じている場合又は譲受人が決定されている場合
※2 申告書提出までの間に、当初の認定計画実施者の地位が承継されている場合

※新築された日の属する年の翌年(1月1日の場合は当年)1月31日までに申告が必要です。

※ただし、申告期限経過後でもやむを得ない理由があると認められる場合は減額適用します。

※マイナンバー(個人番号又は法人番号)の記載について

平成28年1月1日以後の申告分より、申告書様式にマイナンバー(個人番号又は法人番号)の記載欄を設けることを定める法令改正がなされておりますが、当市ではマイナンバーの記載がない申告書の提出を受ける場合においても、従来どおり有効な申告があったものとして受理いたします。

【問い合わせ先】

宝塚市役所資産税課 家屋担当 (0797-77-2059)
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号